

障害者自立支援法が始まります

障害者自立支援法とは

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現と、自立支援を目的とした「障害者自立支援法」が平成18年4月1日から段階的に施行され、福祉サービスや医療制度が共通化されます。

障害福祉制度の一元化

自立支援法施行により、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の福祉制度として一元化され、これまで支援費制度の対象外だった精神障害者の方も共通の制度のもとでサービスが受けられるようになります。

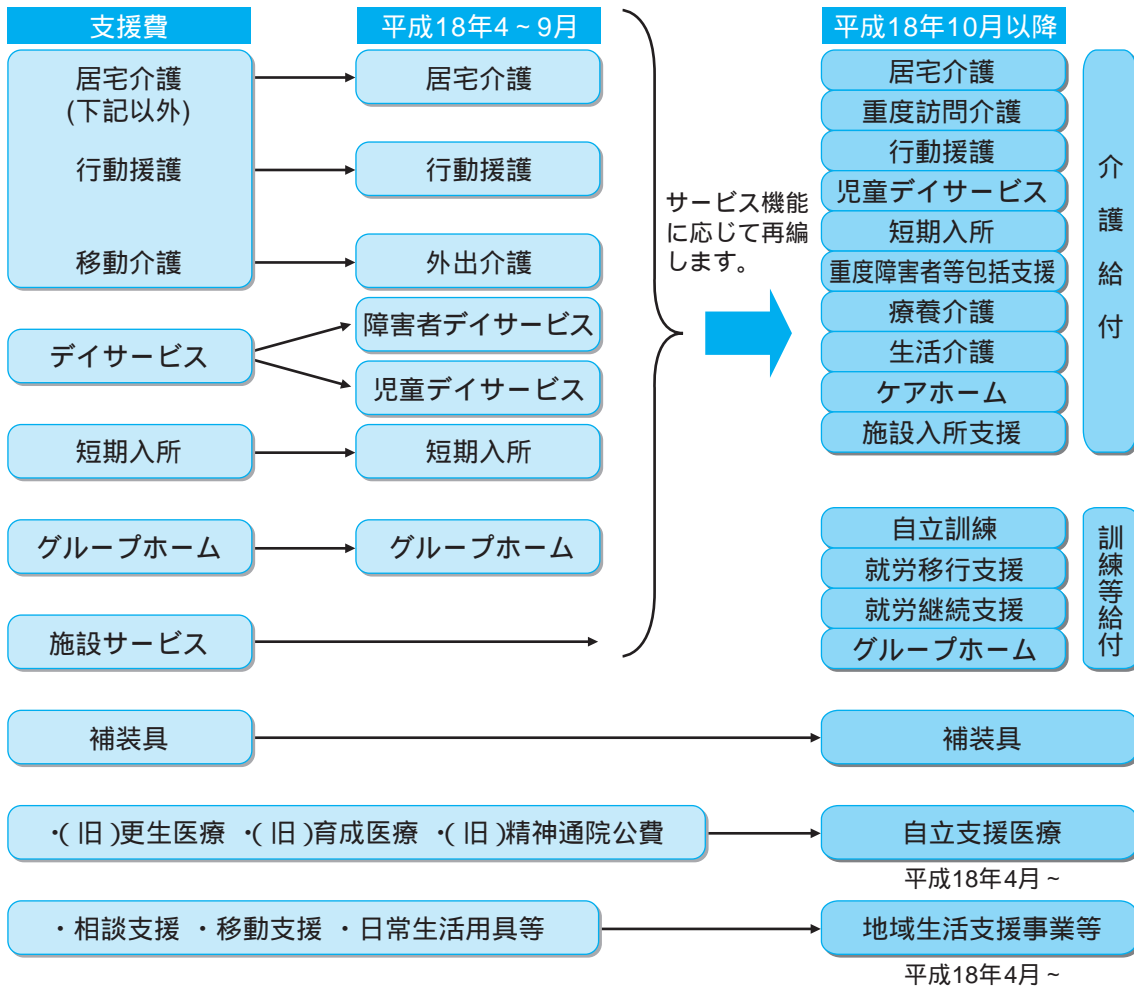
障害福祉サービス体系の再編

これまで居宅・施設に大別されていた福祉サービス体系が、「介護給付」・「訓練等給付」・「自立支援医療」・「補装具」・「地域生活支援事業」へと再編されます。

なお、4月1日の時点で、「支援費」の支給決定を受けている方は、当面の間、これまでと同様のサービスをご利用いただけます。（利用者負担額の変更があります）

図1参照

図1 支援費制度外だった精神障害福祉サービスも統合されます。施設サービスは平成18年10月から平成24年3月までに徐々に移行します。



障害児の施設サービスは自立支援法には移行しません。平成18年10月から利用者負担額の見直し・利用契約制度の導入が行われる予定です。

「地域で利用できる福祉制度を知りたい」、「心身の発達に関して心配」など、障害に伴う不安や悩み等について専門のコーディネーターが援助・調整を行います。また、必要に応じて、障害者の生活ニーズに基づいたサービスの提供の検討や関係機関との連携を図ります。

対象者 身体障害児、知的障害児(者)、重症心身障害児(者)およびその家族

相談窓口 労働と教育の場「雑草」内(上尾市地頭方438-6)

電話・FAX 726 5862

障害者生活支援センター
「あらぐさ」
が開所しました

問 高齢障害課
高齡障害係
②122

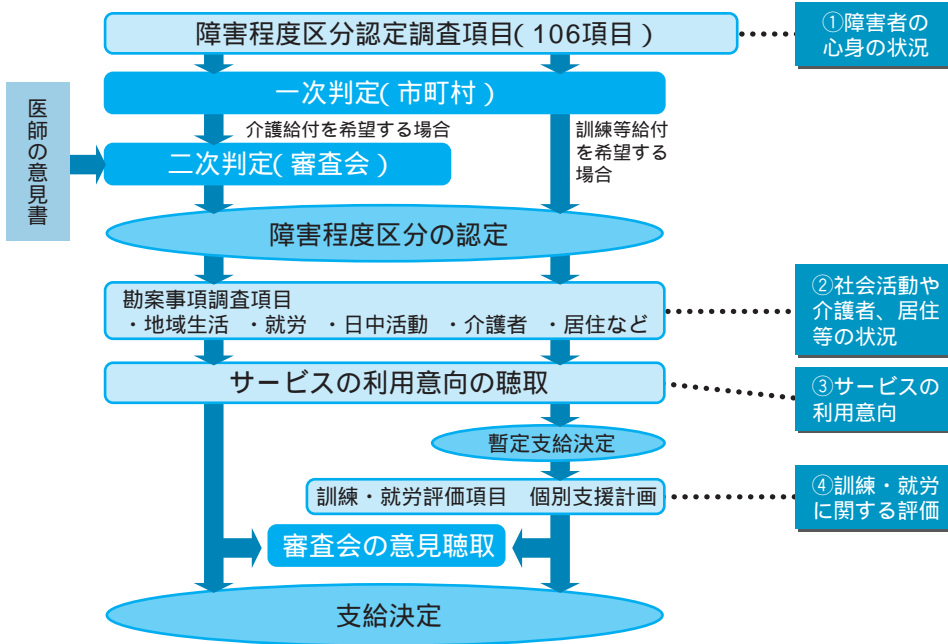
支援の必要度合いに応じて、福祉サービスを公平に利用できるよう、共通基準を設け、市町村審査会を設置し意見を求めるなど、「障害程度区分」決定の透明化を図ります。

図2参照

現在、支援費サービスを受けている方は、9月までの間は従来どおり利用できません。10月以降のサービス利用のためには新たな支給決定が必要で、（施設サービスは新たな体系に移行した施設を利用する方から）

図2

支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。審査会において、障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺い決定します。



利用者負担については、サービス費用の原則1割を負担することとなります。また、施設入所者については、在宅生活者の負担との均衡を図るため、食費や光熱水費も自己負担となります。

ただし、所得に応じた月額上限や低所得者に対しての補給付、減免措置があり、負担が重くなりすぎないようになっています。残りの9割は国、県、町が負担する仕組みです。

図3参照

図3

所得に応じて4段階の区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる方	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	24,600円
一般	住民税課税世帯の方	37,200円

これまで、精神障害者対象の「精神通院医療費公費負担制度」、身体障害者対象の「更生医療」、障害児対象の「育成医療」は、自立支援医療として一本化され、利用手続きや利用者負担の仕組みが統一されます。給付の対象者については、これまでと変わりありません。

図4参照

障害のある方にとって真に必要な用具を、適正な価格で提供できるよう補装具の範囲(種類)について、今後、見直しが行われる予定です。

地域生活支援事業

障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な情報提供や日常生活用具の給付・貸与、移動を支援する事業の見直しが行われる予定です。

図4

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 80万円	市町村民税非課税 本人収入 > 80万円	市町村民税額 (所得割 2万円未満)	市町村民税額 (所得割 20万円未満)	市町村民税額 (所得割 20万円以上)
生活保護負担 0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	負担上限額： 医療保険の 自己負担限度額		公費負担の 対象外 (医療保険の 負担割合・ 負担限度額)
			重度かつ継続		
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

自己負担については1割負担(■部分)。ただし、所得区分に応じて負担上限額があります。